

富士市における情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、情報共有システムの活用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 富士市が発注する建設工事及び建設関連業務委託(以下「工事等」という。)において、情報通信技術を活用し、工事等における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システムとは、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るシステムのことをいう。
- (2) ASP(アプリケーションサービスプロバイダ)とは、インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいい、ASP方式とは、その事業者が提供する情報共有システムを利用した仕組みのことをいう。富士市における情報共有システムは、ASP方式によるものとする。
- (3) 工事帳票とは、各共通仕様書で定義する「書面」のことで、「指示」・「承諾」・「協議」・「提出」・「報告」・「届出」の行為に必要な書類(工事打合せ簿等)及び工事打合せ簿等に添付して提出される資料をいう。

(対象工事等)

第4条 情報共有システムを活用する工事等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 建設工事においては、原則、富士市が発注する当初請負代金額2,000万以上の建設工事を対象とし、対象工事である旨は、現場説明事項等に明示する。ただし、受注者は情報共有システムの利用が著しく困難な場合は、発注者と協議し利用しないことができる。
また、当初請負代金額2,000万未満の建設工事において、受注者が利用する場合は、情報共有システムの利用を発注者との協議で利用することができる。
- (2) 建設関連業務委託においては、原則、富士市が発注する全ての建設関連業務委託を対象とし、対象である旨は、現場説明事項等に明示する。受注者は、情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定する。

(契約及び費用)

第5条 発注者及び受注者が利用する情報共有システムのシステム提供者との契約及び利用料金の支払いは、受注者が行うものとする。

(システムの機能要件等)

第6条 利用する情報共有システムは、次に掲げる機能要件に対応したのから受注者が選定し、発注者に確認の上決定する。

- (1) 土木工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 5.2以上)」を満たすものとする。
- (2) 建築・建築設備工事においては、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版 営繕工事編」を満たすものとする。
- (3) 建設関連業務委託においては、国土交通省が定める「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 1.7以上)」を満たすものとする。
- (4) セキュリティ要件における情報共有システムと利用者との通信の暗号化については、T L S 1.2以上とする。

2 情報共有システムの利用にあたっては、工事帳票の授受に関する機能(発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能)、工事後に保管が必要な書類を出力する機能(工事書類等入出力機能・保管支援機能)を必須とするが、その他の機能の利用については、受発注者間で協議して決定するものとする。

(工事帳票の取扱い)

第7条 工事帳票の取扱いについては、「富士市における情報共有システム活用の手引き」を参照するものとする。ただし、工事等完成図書については、情報共有システムの対象外とする。

(データの提出)

第8条 受注者は、情報共有システム上で共有した工事帳票を電子媒体(CD-R等)により工事等完成図書とともに工事等担当課に提出する。提出部数は1部とする。

(検査)

第9条 情報共有システムを利用した建設工事の検査を行うときは、富士市建設工事検査規程に基づき、次に掲げる検査を行う。

- (1) 現場検査 出来形、寸法等を現地にて確認する。
 - (2) 書類検査 情報共有システム上で共有した工事帳票はパソコン等で確認し、紙媒体で共有した工事帳票は紙媒体での検査とする。中間検査等の完成検査以外の検査も同様とする。
- 2 情報共有システムを利用した建設関連業務委託の検査を行うときは、富士市建設関連業務委託約款に基づき、業務の完了を確認する検査を行う。
- 3 受注者は、指示があった場合、検査に用いるパソコン等の機器を準備する。

(情報管理)

第10条 受注者は、情報漏洩防止等の観点から次に掲げる項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワード
- (2) マルウェア対策
- (3) 工事関係データ（定期的なバックアップなど）
- (4) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月13日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。